

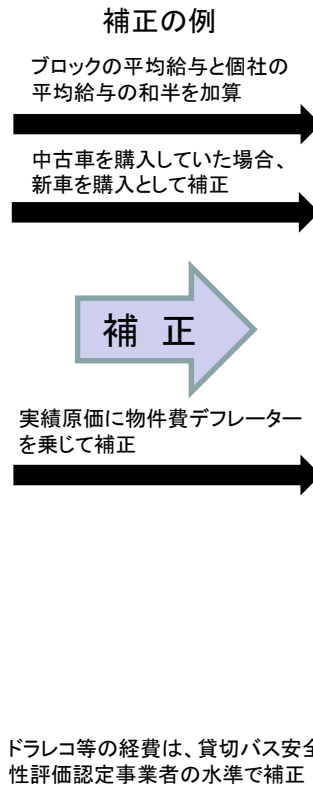
# 貸切バス事業者の原価の算定

- 個社の原価については、決算書等から算出した数値を、原価計算要領※に基づき本来必要となる経費に補正する必要がある。
- 補正にあたっては、主要経済指標(デフレーター)、ブロック別平均給与、新車平均価格、安全性評価認定事業者の平均安全運行経費などを用いて一般的な貸切バス事業者の原価と平準化を行っている。

【 原価計算書 (各自の決算書等から算出) 】

【 原価計算書(補正後) 】

		実績年度			
		総額(千円)	構成比(%)		
費用	営業費	人件費			
		燃料油脂費			
		車両修繕費			
		車両減価償却費			
		諸税	自動車税		
			自動車重量税		
			施設賦課税		
		保険料	自賠責保険料		
			車両保険料		
		手数料等			
	その他経費				
	小計				
	一般管理費	人件費			
		その他経費			
小計					
営業外費用	金融費用				
	その他経費				
小計					
適正利潤					
安全運行経費					
合計					



		実績年度			
		総額(千円)	構成比(%)		
費用	営業費	人件費(基準賃金等)			
		人件費(基準外賃金)			
		燃料油脂費			
		車両修繕費			
		車両減価償却費			
		諸税	自動車税		
			自動車重量税		
			施設賦課税		
		保険料	自賠責保険料		
			車両保険料		
	手数料等				
	その他経費				
	小計				
	一般管理費	人件費			
その他経費					
小計					
営業外費用	金融費用				
	その他経費				
小計					
適正利潤					
安全運行経費					
合計					

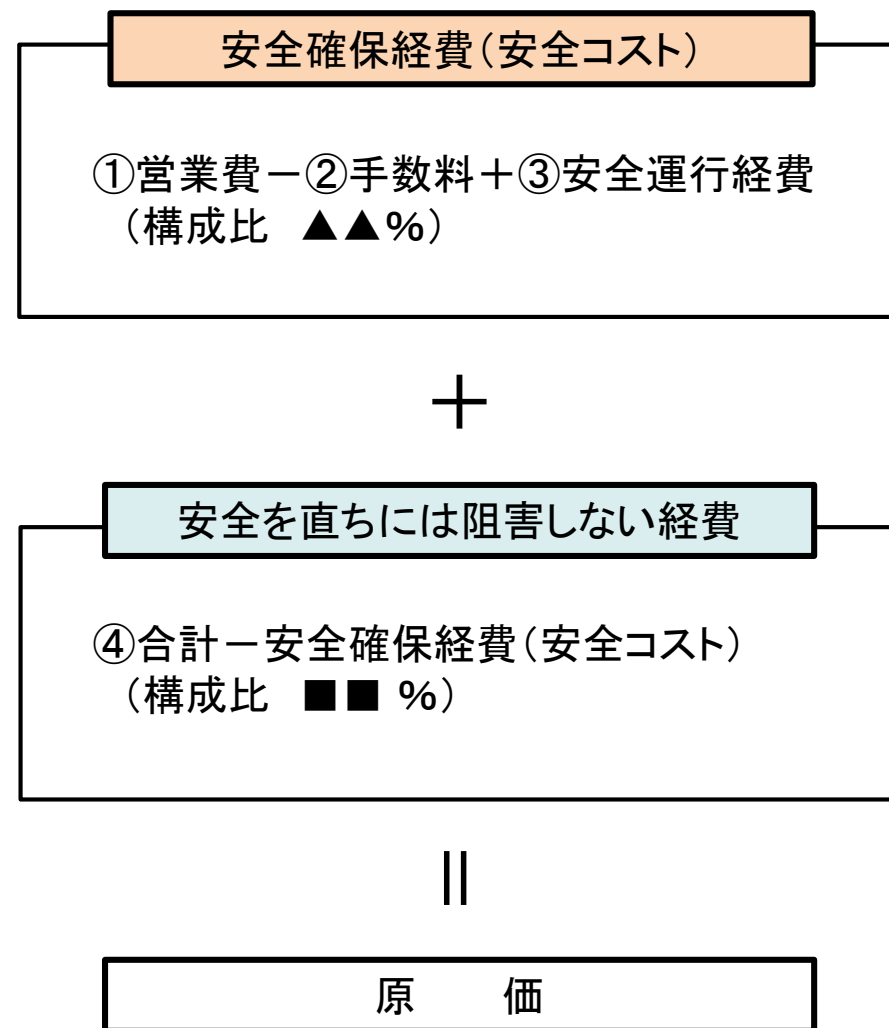
※「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成11年12月13日自旅第129号)」別紙3一般貸切旅客自動車運送事業者の原価計算要領について及び「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について(平成26年7月1日国自旅第70号)」に基づき補正

# 貸切バス事業者の安全確保経費

○ 過大な手数料によって安全を阻害しているか否かは、原価計算書(補正後)の年間の安全確保経費(安全コスト)により判断されることになる。**安全確保経費(安全コスト)は個社ごとに異なる。**

【 原価計算書(補正後) 】

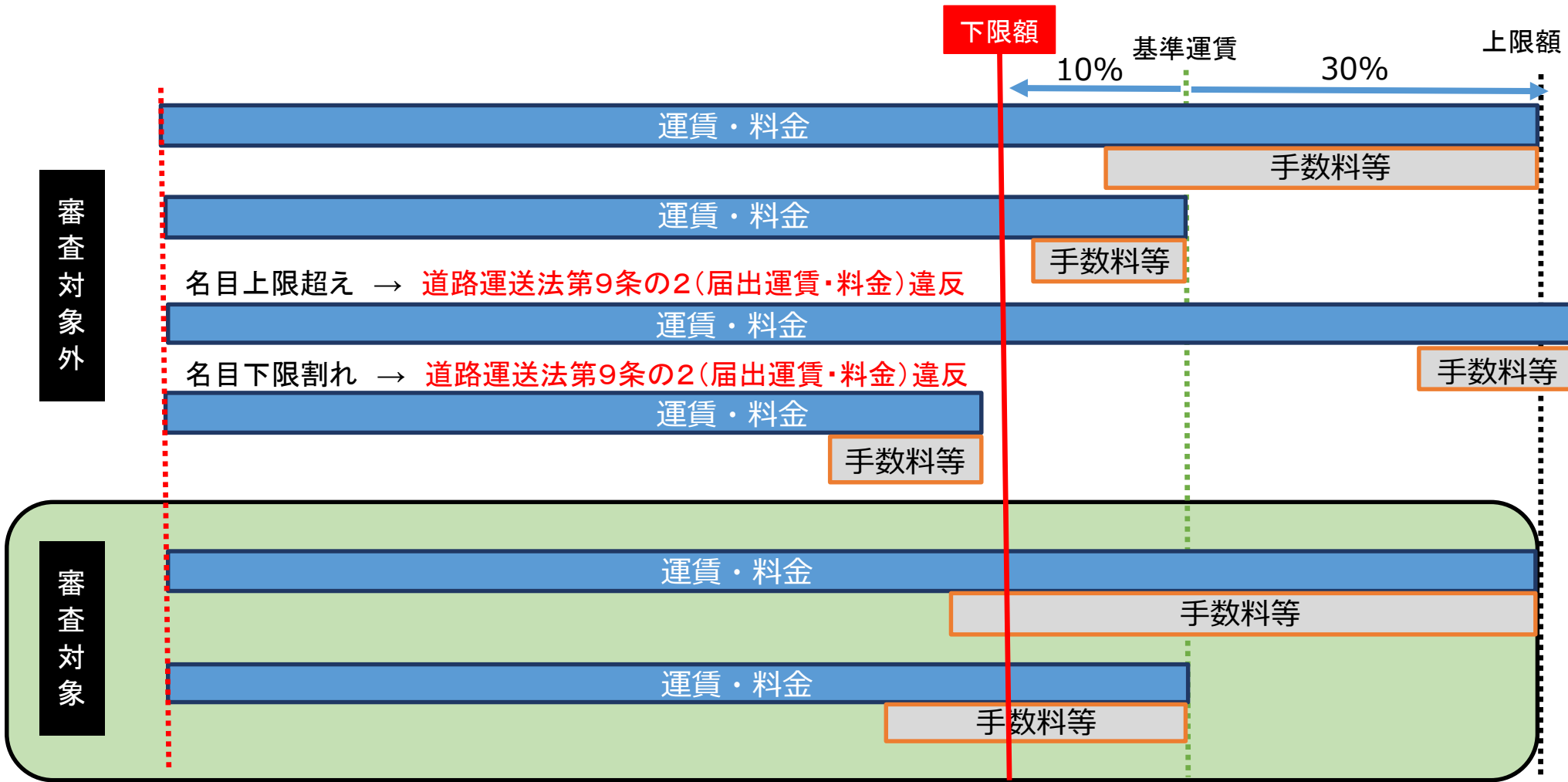
		実績年度			
		総額(千円)	構成比(%)		
費用	① 営業費	人件費(基準賃金等)			
		人件費(基準外賃金)			
		燃料油脂費			
		車両修繕費			
		車両減価償却費			
		諸税	自動車税		
			自動車重量税		
			施設賦課税		
		保険料	自賠責保険料		
			車両保険料		
	② 手数料等				
	その他経費				
	小計				
	一般管理費	人件費			
		その他経費			
小計					
営業外費用	金融費用				
	その他経費				
	小計				
適正利潤					
③ 安全運行経費					
④ 合計					



# 運賃・料金の割戻しの審査対象

## <ステップ1>

- 運賃・料金から手数料等の金額を差し引いた後の金額が下限額を下回る場合、運賃・料金の割戻し(道路運送法第10条違反)の審査対象となる。

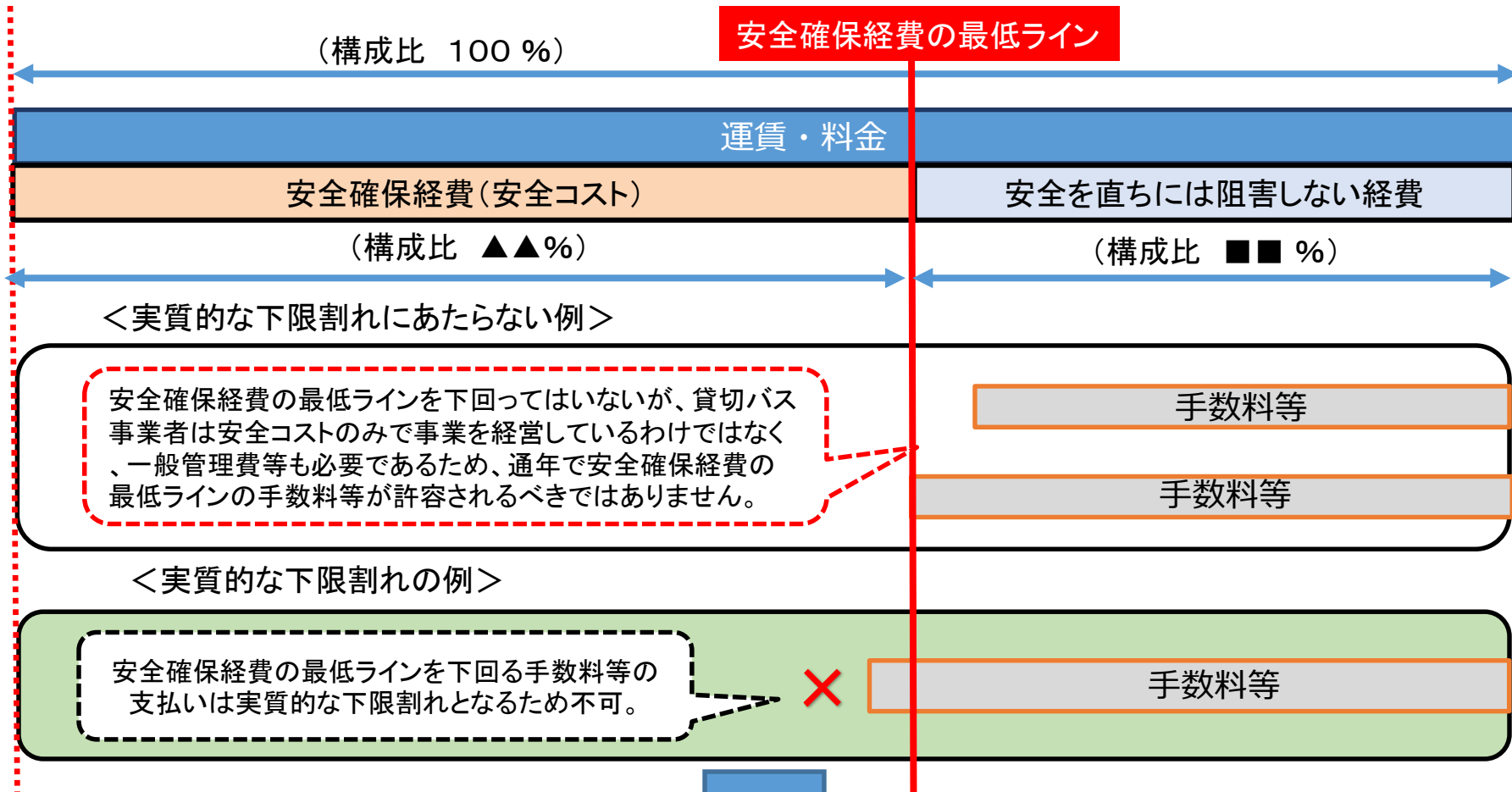


# 運賃・料金の実質的な下限割れ

## <ステップ2>

- 手数料等の支払いにより安全確保経費の最低ラインを下回っていないかを審査。
- 審査の結果、安全確保経費の最低ラインを下回る場合は、実質的な下限割れに該当し、貸切バス事業者は運賃・料金の割戻し(道路運送法第10条違反)として行政処分されることとなる。

審査



道路運送法第10条(運賃・料金の割戻し)違反